

大総務第44号
令和3年7月19日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 野村 祥子 様

大阪市長 松井 一郎
(担当：総務局行政部総務課法人グループ)

諮問書

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成25年大阪市条例第10号）第7条第1項に規定する外郭団体である株式会社大阪港トランスポートシステムによる令和2年度の経営評価（財務運営の実績）の結果及び所管所属である大阪港湾局による大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程第5条第2号ウの規定に基づく当該経営評価の審査の結果について、同条例第7条第4項の規定に基づき、別紙により諮問します。

令和2年度 事業経営評価

《様式3》

団体名	(株) 大阪港トランスポートシステム	所管所属名	大阪港湾局
-----	--------------------	-------	-------

中期目標期間	令和2年9月1日から令和7年3月31日
--------	---------------------

財務運営の実績に関する評価(財務運営に関する事項)

年度計画達成状況

指標Ⅰ	売上高経常利益率				
目標値Ⅰ	R2目標	R3目標	R4目標	R5目標	R6目標（最終目標）
	38%以上の確保	－	－	－	－
実績値	H30実績		R1実績	R2実績	目標達成率
	30.8%		33.5%	40.0%	105.3%
中期計画に対する進捗状況		ア ア:「順調」 イ:「遅れあり」 ウ:「計画の見直し必要」	※R3以降は、指標を「年度末流動資産額（現預金及び有価証券額）」及び「北港テクノポート線に係る建設費用」に変更		
指標Ⅱ	トラックターミナル事業における施設稼働率				
目標値Ⅱ	R2目標	R3目標	R4目標	R5目標	R6目標（最終目標）
	94%以上の確保	95%以上の確保	95%以上の確保	95%以上の確保	95%以上の確保
実績値	H30実績		R1実績	R2実績	目標達成率
	97.6%		98.4%	94.0%	100.0%
中期計画に対する進捗状況		ア ア:「順調」 イ:「遅れあり」 ウ:「計画の見直し必要」			

外郭団体の自己評価	当該事業年度の達成状況について
	年度計画指標Ⅰ売上高経常利益率について、収益は施設売却や退去等により減少したが、施設売却による土地賃借料や修繕費等の費用減少により目標を達成した。また、指標Ⅱ施設稼働率については、想定していた退去を含め、概ね目標どおりの稼働率を維持出来たことにより目標を達成した。当社としては、指標Ⅰ、Ⅱともに目標を達成することができており、安定した経営基盤が確立できていると考えている。
	最終目標(中期計画)達成に向けた課題及び課題解消に向けた次年度以降の取組について 今後想定される大規模な投資や、本格化する鉄道事業の推進に向け、中核事業である不動産事業においては、効果的な営業活動等による収益の確保、コストを意識した経営努力により、安定的な収益を確保していく。また、令和3年度から6年度を対象とした中期計画において設定する、中期目標を達成するためのスケジュール及び資金指標等に基づき、安定的かつ継続的な事業活動を行うことができる財政基盤を確保していく。

専門家の評価	公認会計士、税理士その他の財務に関する専門的な知識及び経験を有する者の意見
	令和2年度において設定している指標は、令和2年度予算を踏まえ妥当であり、実績値においても団体の自己評価のとおり2項目ともに達成しており、高く評価出来る。なお、売上高経常利益率は、今後予定される大規模な投資により年度毎で大きく上下するため、次年度以降は別の項目を指標とする必要があると考える。なお、施設稼働率は継続的な指標として問題無いと考えるが、令和3年度より数年をかけて改修する施設における稼働率の取扱いについて留意する必要がある。

市の審査	指標の達成状況	審査結果
	a: 指標全部達成 b: 指標一部未達成 c: 指標全部未達成	指標Ⅰについては、施設利用者の退去等により収益が減少したものの、修繕費等のコストを抑え、確実に利益が確保できるよう取り組んでおり、目標を達成できていた。指標Ⅱについては、大口テナントの退去があったものの、既存利用者との交渉等効果的な営業努力を展開し、目標の達成に繋げていたことから、団体の自己評価は妥当であると考えている。

当該事業年度の自己評価	当該事業年度の指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた本市の総合的な評価
	団体においては、年度計画における目標をいずれも達成する等、安定的で健全な財務運営が行えている。今後は、老朽化している施設の更新による大規模な投資、さらには本格化する鉄道事業の推進を控えているが、目標達成に向けた取り組みを継続することにより本市中期目標期間においても堅実な団体経営が行えるものと考えている。引き続き、安定的な財務基盤の確保に向け取り組んでいてもらいたい。
	助言等及び講ずるよう求めた措置の内容【大阪市外郭団体等への関与及び監理に関する条例第7条第5項】(※必要な場合のみ)

令和3年7月19日

大阪港湾局

大阪港トランスポートシステム株式会社の中期計画における指標について

大阪港トランスポートシステム株式会社（以下「OTS」という。）の主要事業である不動産賃貸業では、西日本有数のトラック輸送拠点である大阪南港トラックターミナル、近隣府県への輸送を主目的とした区域トラックセンター、大型国際海上コンテナの輸送に欠かせないコンテナのシャーシプール等の貸付を行っている。

○不動産賃貸事業（トラックターミナル事業）について

OTSが、不動産賃貸事業として、利用者に賃貸している施設は次のとおりである。

・トラックターミナル

一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送を行うもの）の用に供するために設置された施設

賃貸可能面積：約 25,000 m²

・区域トラックセンター

トラックターミナルに隣接し、施設の利用を通して、特別積合せ事業者（運送業者）との業務提携やフェイス・ツー・フェイスによる積荷の連携により、物流機能の活性化が期待される施設

賃貸可能面積：約 37,000 m²

・海上コンテナシャーシプール

海運貨物のコンテナ化に対応して開設された、コンテナ台車（シャーシ）駐車施設

賃貸可能面積：約 44,000 m²

○稼働率の考え方

- ・OTSが所管する施設（約 106,000 m²）のうち、年間を通じた賃貸面積を賃貸可能面積（改修工事を行っている面積等を除く）で除した割合を稼働率とし、OTSは95%以上を目標値としている。

- ・なお、施設ごとの賃貸について、区域トラックセンター及び海上コンテナシャーシプールは、ほぼ100%の稼働を見込んでおり、トラックターミナルにおいては、昨年度に利用者の退去が生じているものの、新たな賃借人を確保していくことで、全体として95%の稼働率を確保する見込みとしている。